

第1章 総論

第1節 計画の目的

市川市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市川市防災会議が作成する計画で、本市の地域に係る災害に対し、本市、防災関係機関及び市民並びに事業者が、それぞれにもつ力を有効に発揮し協力することによって、本市の地域、市民の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

なお、市川市地域防災計画は、次の4編からなり、本計画はその震災編である。

- | |
|------------------------|
| 第1編 地震防災計画（震災編） |
| 第2編 風水害等防災計画（風水害等編） |
| 第3編 大規模事故防災計画（大規模事故編） |
| 第4編 資料編 |

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりとする。

- (1) 本市の地域に係る地震・津波対策について定めるものである。
- (2) 本市、防災関係機関及び市民並びに事業者が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) 本市、防災関係機関及び市民並びに事業者の責務を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図るためのものである。
- (4) 地震災害に対処するための恒久的な計画である。

第3節 計画の体系

| 構成 | 概要 |
|-----------|--|
| ①総論 | 計画の位置づけと、計画を策定する際に前提となるデータを整理する。 ・計画の運用方法 ・関係機関の業務大綱 ・本市の概況 ・被害想定等 |
| ②震災予防計画 | 震災への事前対策を「もの」、「ひと」、「しくみ」の3つの視点から整理する。 |
| ③震災応急対策計画 | 震災時の対応行動を時系列に整理する。 |
| ④震災復興計画 | 震災復興に関する基本的な考え方と体制を整理する。 |

第4節 計画の運用

本計画については、市川市防災会議及び関係機関等が、定期的にその内容の見直しを行うものとする。また、本市は、計画内容の見直しを行う際の基礎資料となる調査、研究及びそれらの情報管理等を継続して行っていくものとする。

第1 定期的な計画内容の見直し

1 市川市防災会議による見直し

市川市防災会議は、毎年計画内容の検討を行う。

検討により、計画内容に修正の必要があると認めた場合には、災害対策基本法第42条の規定に基づき修正を行うものとする。

2 各関係機関による見直し

各関係機関は、各自の所掌する事項について、毎年計画内容の検討を行う。

検討により計画内容に修正の必要があると認めた場合には、関係する他機関に連絡了解を得たのち、計画修正案を市川市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに市川市防災会議事務局（危機管理室危機管理課）へ提出しなければならない。

3 市民等との協議による見直し

市川市防災会議及び各関係機関は、必要に応じ、計画内容について市民等と協議を行うものとする。なお、市民等の協議にあたっては、男女共同参画の視点から女性の意見も積極的に集め、見直しに反映させるよう配慮する。

第2 他の計画との関係

市川市地域防災計画は、本市域における大規模な災害から市民の生命・身体・財産を保護するため、本市・防災関係機関・市民等が果たすべき責務や役割、災害予防・応急対策・復旧に関する事項等について定めた総合的な計画である。他計画との関係は、次のとおりである。

1 上位計画との関係

本計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

2 市川市消防計画との関係

消防計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防機関独自の任務を果たすため、迅速かつ効果的な活動を行うために策定される消防に限定された計画である。なお、大規模な災害が発生した際には、消防計画は地域防災計画に包括される。

第5節 本市・市民・事業者の責務

第1 本市

本市は、災害対策基本法により、本市の地域、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、本市の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有すると明記されており、災害対策において責務を有している。

なお、本市職員は災害時における本市の責務を果たすため平常時より災害に関する取組みを行わなければならない。

第2 市民

市民は、災害対策基本法により、生活必需品の備蓄等の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の防災活動への参加等防災に寄与するよう努めなければならないとされている。

市民は、平常時より災害への備えを行うとともに、災害時には自身の身の安全を確保に努め、地域で助け合い相互に助け合うものとする。

第3 事業者

事業者は、災害対策基本法により、災害時において本市が実施する災害対応に協力を努めることが規定されていることから、事業者は、平常時より従業員の安全を確保するため災害への備えを行うとともに、災害時には本市と協力し災害対応を行うよう努める。

第6節 関係機関の業務大綱

本市、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体等の管理者は、おおむね次の事務又は業務を行うものとする。

第1 市川市

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 市川市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市川市防災会議及び市川市災害対策本部に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する施設の整備に関すること。 4 防災に関する物資及び資器材の備蓄に関すること。 5 防災知識の普及及び地域（自主）防災組織の育成に関すること。 6 防災に関する訓練及び調査研究に関すること。 7 災害時における被害の調査、報告及び情報収集に関すること。 8 災害の防除と拡大の防止に関すること。 9 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること。 10 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 11 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 12 被災市営施設の応急対策に関すること。 13 災害時における文教対策に関すること。 14 災害対策要員の動員、雇い上げに関すること。 15 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 16 被災施設の復旧に関すること。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 |
| 消防局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 火災・救助・救急についての情報収集・確認・管理に関すること。 2 消防活動体制の確保・調整に関すること。 3 医療機関との連携体制の整備に関すること。 4 消火・救出活動の実施に関すること。 5 救急活動の実施に関すること。 6 行方不明者等の捜索に関すること。 7 被災市街地の防火パトロールに関すること。 8 消防活動記録の収集・管理に関すること。 |
| 消防団 | <ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火・救出活動への指導・支援に関すること。 2 火災・救出についての情報収集・伝達に関すること。 3 消防署所による消火・救出活動への協力に関すること。 4 地域住民への避難誘導に関すること。 5 危険区域等の警備・警戒に関すること。 6 行方不明者等の捜索・収容活動への協力に関すること。 7 応急給水活動への協力に関すること。 |

第2 千葉県

| 機関の名称 | 事務又は事務の大綱 |
|-------|---|
| 千葉県 | <ol style="list-style-type: none"> 1 千葉県防災会議及び千葉県災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 3 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 |

| 機関の名称 | 事務又は事務の大綱 |
|----------------|---|
| | 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8 被災県営施設の応急対策に関すること。 9 災害時における文教対策に関すること。 10 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11 災害対策要員の動員、雇い上げに関すること。 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13 被災施設の復旧に関すること。 14 本市が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること。 15 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 本市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の相互調整に関すること。 |
| 葛南地域振興事務所 | 1 支部内の連絡調整に関すること。 2 災害に関する情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること。 3 本市の指導及び連絡調整に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。 |
| 葛南土木事務所 | 1 水防の全般に関すること。 2 交通不能個所の調査及びその対策に関すること。 3 その他土木関係の災害対策に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。 |
| 市川健康福祉センター | 1 医療助産に関すること。 2 食品衛生、生活衛生（動物を含む。）及び飲料水に関すること。 3 防疫に関すること。 4 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む。）に関すること。 5 災害救助についての支部他班との連絡調整に関すること。 6 災害救助に関する支部他班に属さない事項に関すること。 7 その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。 |
| 水道局市川水道事務所 | 1 県営水道事業の応急対策に関すること。 2 県営水道区域内の応急給水に関すること。 3 飲料水の供給についての応援に関すること。 |
| 市川警察署 行徳警察署 | 1 災害情報に関すること。 2 被災者の救出及び避難に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び検視に関すること。 4 交通規制に関すること。 5 交通信号施設等の保全に関すること。 6 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 |

第3 指定地方行政機関

| 機関の名称 | 事務又は事務の大綱 |
|--------------------------------------|---|
| 国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 江戸川河口出張所 | 1 管内河川等の防災に関すること。 2 洪水予報水防警報に関すること。 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。 |
| 海上保安庁 千葉海上保安部 | 1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 2 船舶交通の安全、危険を防止し、又は混雑を緩和するための船舶交通の制限に関すること。 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。 |

第4 指定公共機関

| 機関の名称 | 事務又は事務の大綱 |
|--|--|
| 東日本電信電話株式会社（千葉京葉営業支店）、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の保全に関すること。 2 災害時における緊急通話の取り扱いに関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 |
| 東日本旅客鉄道株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。 |
| 日本貨物株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 |
| 東京ガス株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 2 ガスの供給に関すること。 |
| 東日本高速道路株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 東日本高速道路の保全に関すること。 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。 |
| 首都高速道路株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路の保全に関すること。 2 首都高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。 |
| 日本郵便株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 |
| 日本赤十字社千葉県支部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護班の編成及び医療並びに助産等の救護の実施に関すること。 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。 3 義援金品の募集及び配分に関すること。 |
| 日本放送協会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 2 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。 4 被災者の受信対策に関すること。 |
| 日本通運株式会社（千葉支店） | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 |
| KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 |
| 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物資の輸送に関すること。 |

第5 指定地方公共機関

| 機関の名称 | 事務又は事務の大綱 |
|---|---|
| 京 葉 瓦 斯 株 式 会 社 | 1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。 |
| 京 成 電 鉄 株 式 会 社 東 京 地 下 鉄 株 式 会 社 北 総 鉄 道 株 式 会 社 | 1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。 |

第6 その他の公共的団体

| 機関の名称 | 事務又は事務の大綱 |
|-------------------|--|
| 一般社団法人市川市医師会 | 1 災害時における医療活動の協力に関すること。 |
| 一般社団法人市川市薬剤師会 | 1 災害時における救急薬品等の調達協力に関すること。 |
| 一般社団法人市川市歯科医師会 | 1 災害時における歯科医療活動の協力に関すること。 |
| 市 川 浦 安 接 骨 師 会 | 1 災害時における接骨医療活動の協力に関すること。 |
| 市 川 市 赤 十 字 奉 仕 団 | 1 災害時における救助活動の協力に関すること。 |
| 東 京 都 交 通 局 | 1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。 |
| 社会福祉法人市川市社会福祉協議会 | 1 災害時における災害ボランティアセンターの運営に関すること。 2 災害時における市民生活再建支援の生活福祉資金に関すること。 |

第7 市民及び事業者

| 機関の名称 | 事務又は事務の大綱 |
|-------|--|
| 市 民 | 1 初期消火活動及び救出活動 2 避難所の運営 3 負傷者の医療救護所への搬送 4 住宅の耐震診断・改修等震災の予防措置 5 食糧・飲料水等の備蓄及び非常持出品の準備 6 家具の転倒防止 7 ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策 8 地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成 9 本市及び千葉県等が実施する防災対策への協力 10 自発的な防災活動への参加 |
| 事 業 者 | 1 消火活動及び救出活動 2 備蓄食糧・物資、資器材の提供 3 協定に基づく協力活動 4 従業員の安全の確保、帰宅困難者対策 5 地域の防災活動への積極的な参加 6 来客者の安全確保 7 事業継続計画（BCP）の策定 |

第8 自衛隊

| 機関の名称 | 事務又は事務の大綱 |
|-------|---|
| 自衛隊 | <ol style="list-style-type: none">1 災害派遣の準備<ol style="list-style-type: none">(1) 防災関係資料の基礎調査に関する事。(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。(3) 防災資材の整備及び点検に関する事。(4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事。2 災害派遣の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事。(2) 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事。 |

第7節 本市の概況

第1 位置

本市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市、鎌ヶ谷市、南は浦安市及び東京湾にそれぞれ面し、西は江戸川及び旧江戸川を隔てて東京都江戸川区及び葛飾区と相對している。

第2 面積

面積等

| | | |
|-----|----|----------------------|
| 面積 | | 56.39km ² |
| 広ぼう | 東西 | 8.2km |
| | 南北 | 13.4km |
| 周囲 | | 54.8km |
| 海岸線 | | 6.8km |

第3 地盤特性

本市の地盤は、北部に台地、中央部から南部にかけては低地となっており、低地は次の6種類に分類される。

地盤特性

| 種類 | 特性 |
|------|---|
| 谷底低地 | 国分川や大柏川沿いに広がる。地盤は腐植土と陸成の粘性土から構成される。 |
| 後背湿地 | 総武線沿いの砂洲と台地の間に分布する。表層地盤は層厚5～10mのシルト質砂層からなり、地震の際には液状化現象が心配される。 |
| 砂洲 | 低地の中では標高が高い。表層地盤は層厚6～11mの厚い砂層からなり、低地の中では地盤がもっともよい。 |
| 海岸低地 | 砂洲より海側に広がる低地。表層地盤は砂層、シルト質砂層、シルト層等で、層厚は2～12mと変化に富む。 |
| 干拓地 | 海岸低地と埋立地の間に、近世以降の干拓によって陸化された。 |
| 埋立地 | 海岸に造成された地域。埋土の材料や厚さにはかなり変化があるが、多くは沖合いからサンドポンプで運ばれた砂からなる。 |

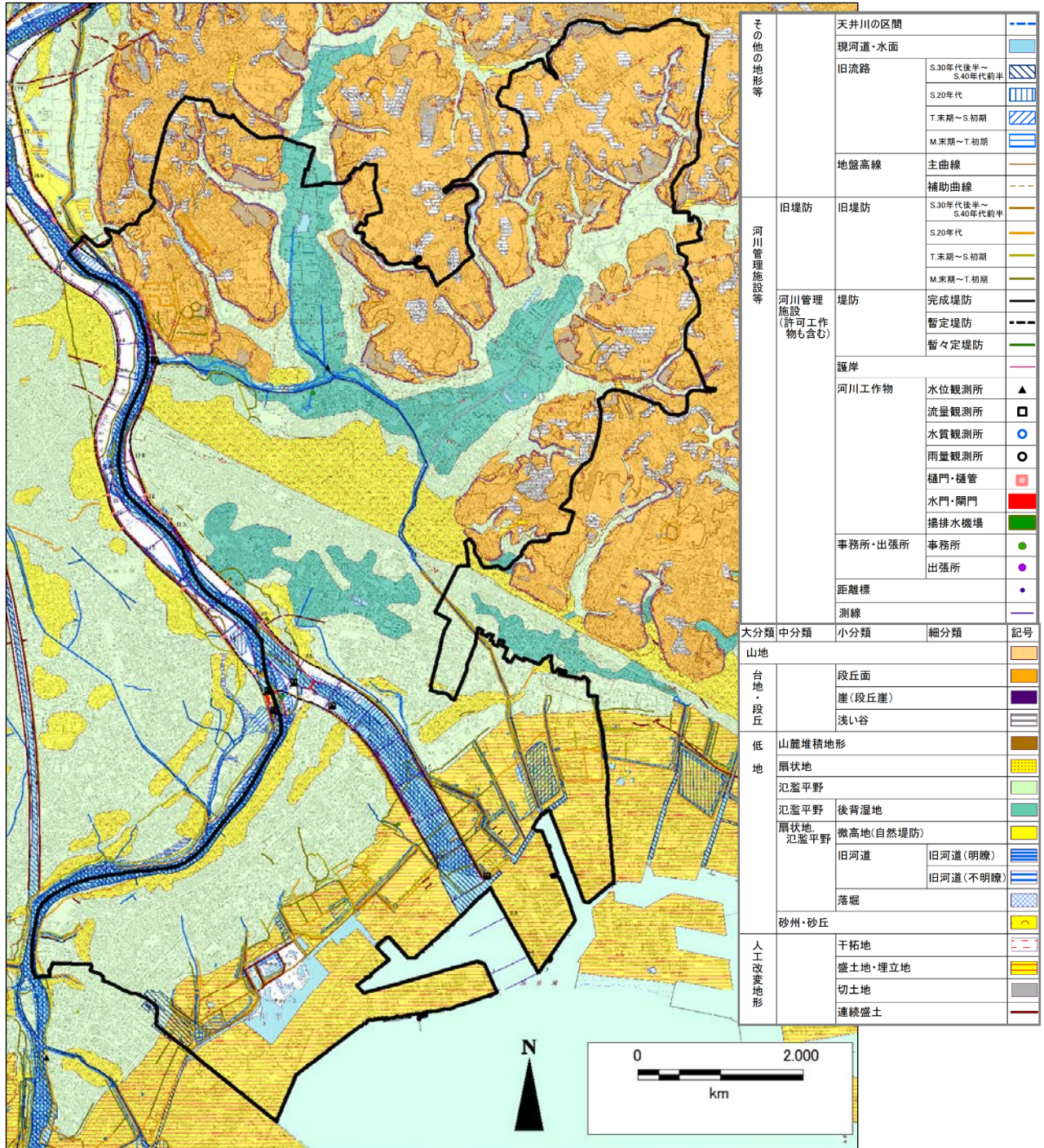
第4 人口特性

本市の人口は、平成30年3月31日現在の人口は482,544人である。

| 年次 | 世帯数(世帯) | 人口(人) | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| | | 総数 | 男 | 女 |
| 平成30年 | 241,371 | 485,767 | 246,671 | 239,096 |

住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

治水地形図



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1治水地形分類図「浦安」(平成17年更新)「松戸」(平成17年更新)「船橋」(平成19年更新)を使用したものである。

第8節 計画の前提条件

本市では、平成14年度～16年度にかけて「地震被害想定機能」と「計画策定支援機能」で構成する二つの機能が連動するシステムとして、「防災計画支援システム」を構築している。

第1 地震災害の履歴

市川市史（昭和46～50年）及び千葉県東葛飾郡誌（大正12年）に見られる地震災害に関する主な記述は以下のとおりである。

| 発生年月日 | 災害名 | 被災概要 | 出典 |
|---------------------------|----------------|---|----------|
| 818年7月 | | 下総、相模、武蔵、常陸、上野、下野等の国に地震があり、山が崩れ谷が埋まり、無数の百姓が圧死。 | 市史 |
| 1590年2月 | | 大地震、人畜死傷多し。 | 郡誌 |
| 1601年12月16日 | | 海嘯、地震、人畜死傷多し。 | 郡誌 |
| 1703年11月23日 | 元禄地震 | 大地震の被害多く加ふるに浦安船橋地方は海嘯にて人畜多く死せり。 大地震のため行徳領の塩除堤大破。 | 郡誌 市史 |
| 1855年10月2日 | 安政江戸地震 | 大地震、潰家死人数知れず江戸最も甚だし。 | 郡誌 |
| 1923年 (大正12年) 9月1日 | 関東大震災 | 本市では、操業を始めたばかりの上毛モスリン中山工場で、レンガ造りの建物が倒れ、外へ逃げようとした女工11名が下敷きとなって死亡したほか、中山村で男子3名、行徳町で女子1名計15名の死者を出し、行徳町で家屋の全壊3、南行徳村で全壊2、半壊7の被害が報告されている。 | 市史 |
| 2011年 (平成23年) 3月11日 | 東北地方 太平洋沖地震 | 最大震度5弱を観測し、本市内（特に行徳地域の沿岸地域）で液状化被害が発生した。さらに、地震発生後、首都圏の鉄道が運休となったため多数の帰宅困難者が発生した。 また、福島第一原発の被災による放射能問題や計画停電等のこれまでにない問題も発生した。 | |

第2 「防災計画支援システム」による地震被害想定

1 想定地震

本市において最も被害が大きいと想定されている東京湾北部地域を震源域とする東京湾北部地震（マグニチュード7.3、震源深さ20km程度）を本計画の想定地震とする。

2 想定地震による震度

防災計画支援システムにより、地震被害想定を検証を行ったところ、本市で震度6弱、6強の地震が発生し、特に行徳地域や北部の谷筋では北部の台地と比べ震度が高くなっている。（平成24年度に実施。）

3 液状化被害

液状化の危険度分布は、本市を形成している元々の地盤による影響が大きく、中央部から北西部及び北東部に延びている谷筋の部分や、総武線沿線から南にかけてその危険度が高くなっている。

4 建物被害

被害分布は、建物が密集している旧行徳街道等で、その危険度が高くなっている。

5 人的被害

建物被害の多いと考えられる旧行徳街道等において多くの被害が予想される。

6 火災による被害

本市全域で約15件の出火が想定され、東京地下鉄東西線沿線や大柏川・国分川付近の地域等の建物被害の危険度が高い密集市街地での出火危険が高くなっている。

建物延焼危険度は、風向：北北西（本市における年間風向で最も多いもの）、風速：6m（本市における年間の平均風速3mの倍の風速を想定）を想定しシミュレーションを行っており、焼失棟数については、全く消火活動が行われず自然鎮火するまでに焼失する棟数である。

7 ライフライン被害

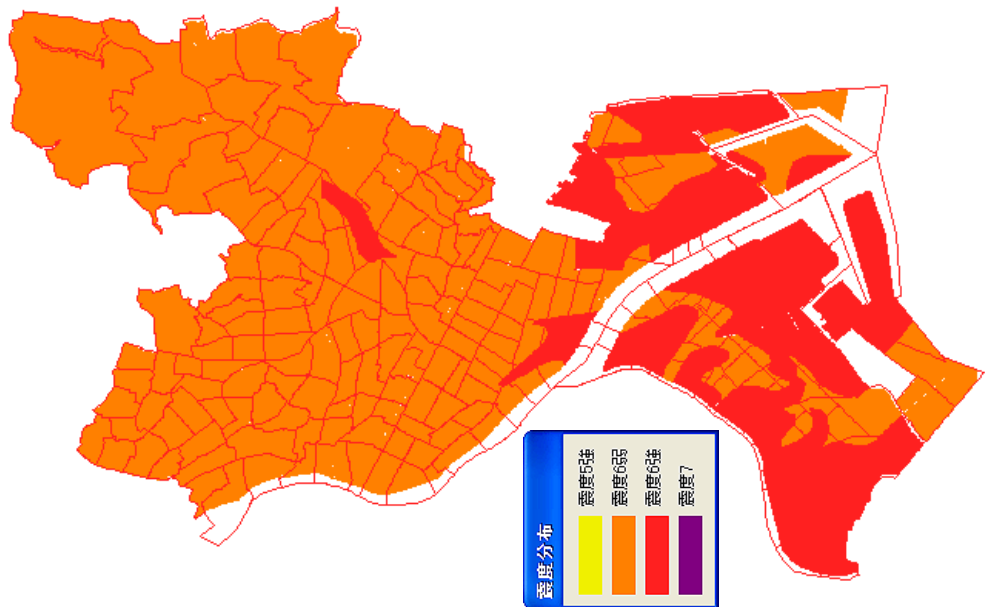
電柱・水道管・都市ガスの配線網及び配管網の被害分布は、いずれも東京地下鉄東西線沿線や北部の国分川や大柏川沿いの谷底低地で大きな被害が想定される。これは液状化発生の危険性がある地域と概ね一致している。

震度分布図

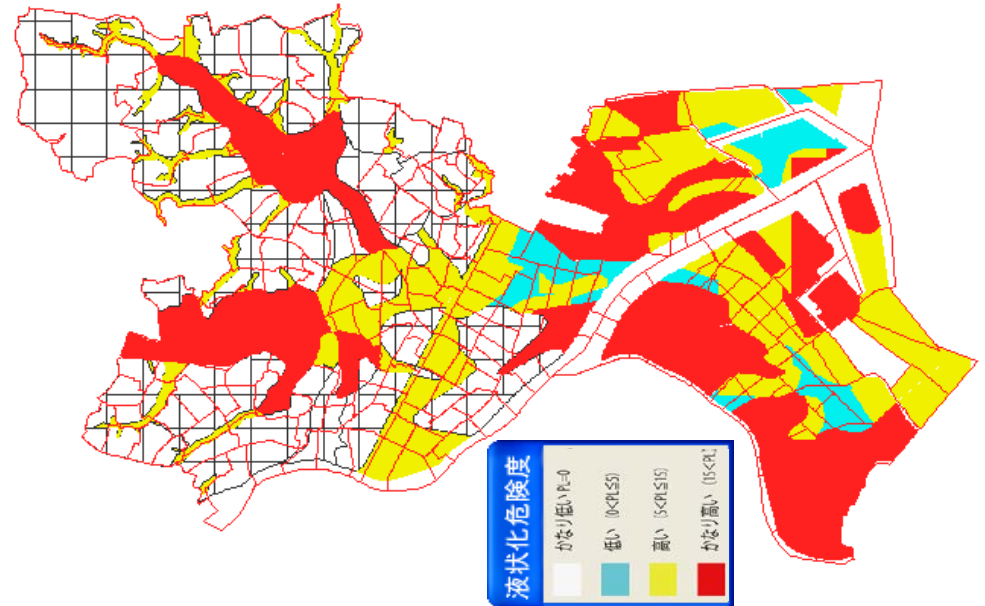
液状化危険度

建物危険度

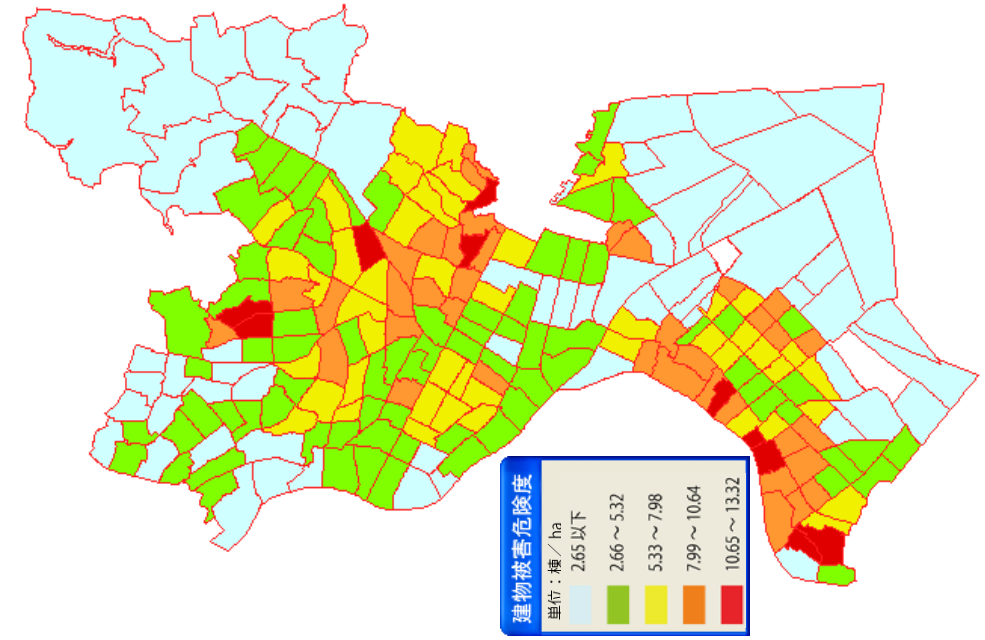
東京湾北部地震



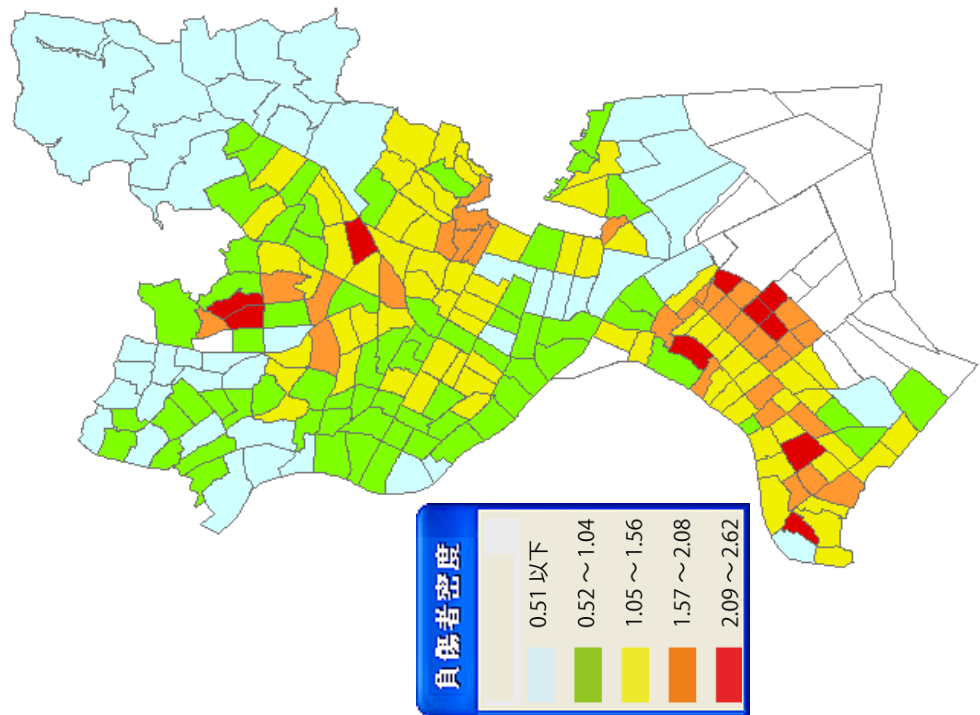
東京湾北部地震



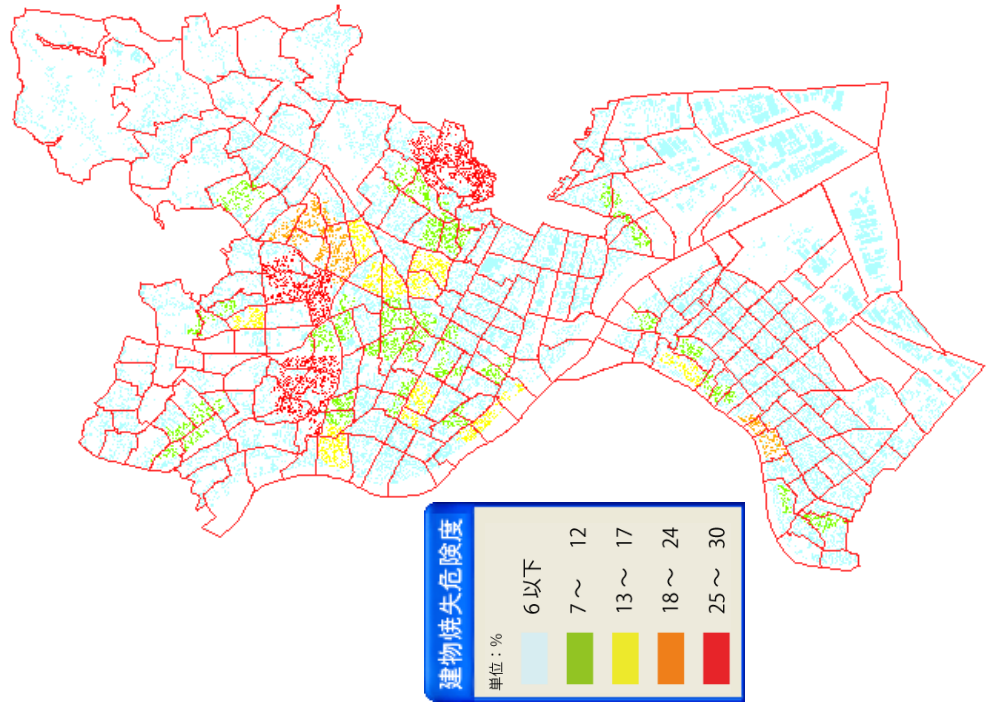
東京湾北部地震



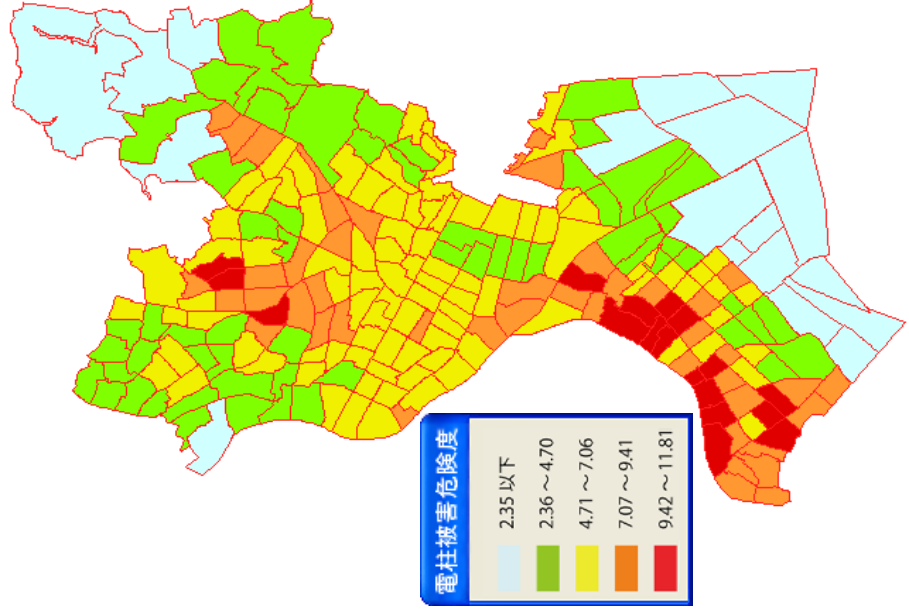
負傷者密度



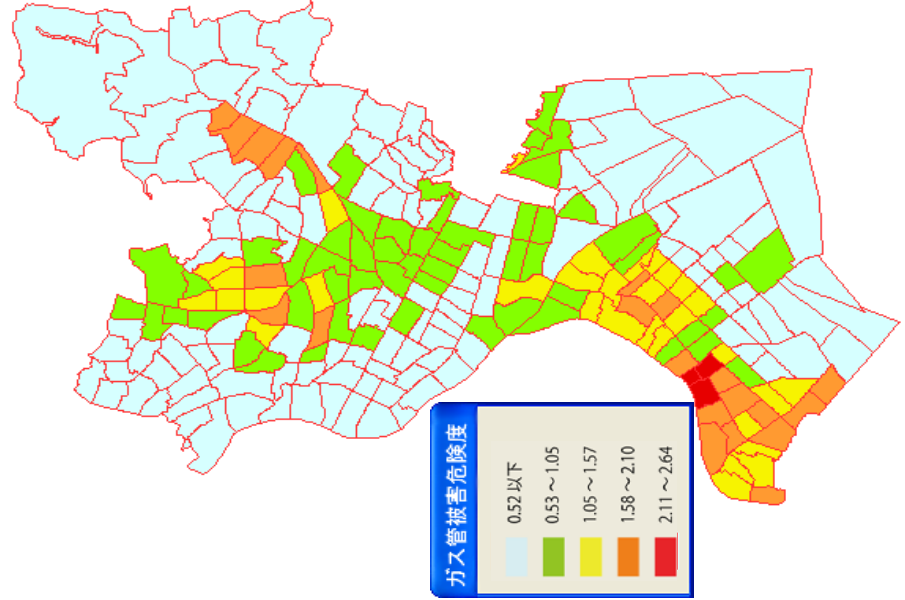
建物消失危険度



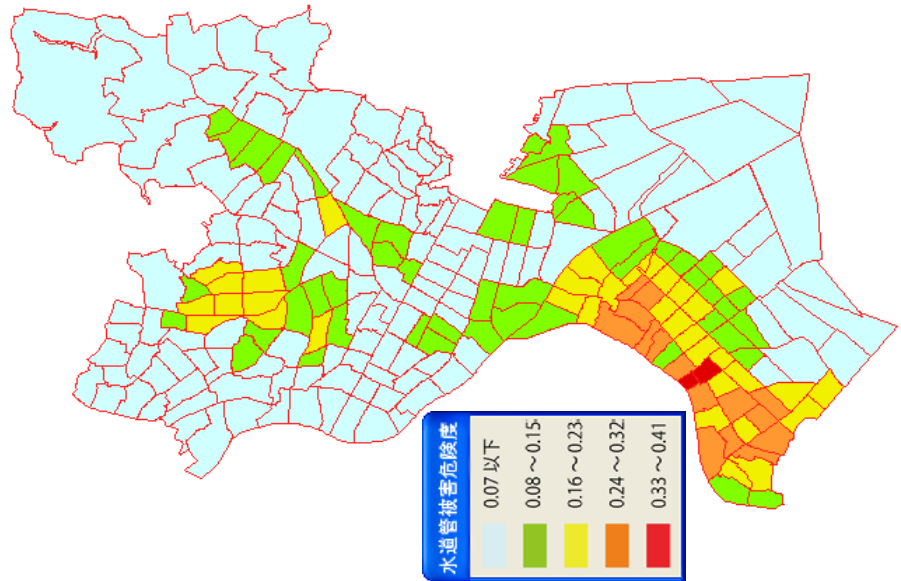
電柱被害危険度



ガス管被害危険度



水道管被害危険度



自治会地区連合区域別想定結果一覧表（東京湾北部地震タイプ）

| 地区連合別 | 震度 | 地盤 液状化 | 建物被害 | | | | 火災による被害 | | | | | | 人的被害 | | 避難者数 | 世帯数 | 水道管被害状況 | | ガス管被害状況 | | 電柱被害状況 | | |
|-------------|----|-----------|-------|--------|--------|------------|----------------|-------------------|--------------------|------------|------------|-----------|------------|-----|-------|--------|---------|----------------|-------------|--------------------|--------------|------------|------------|
| | | | 全壊棟数 | 半壊棟数 | 被害棟数 | 被害率 (%) | 被害密度 (棟/ha) | 出火件数 (期待 値) | 出火密度 (件/ ha) | 区内建 物棟数 | 建物焼失 棟数 | 建物焼失 率 | 建物焼失 密度 | 死者数 | | | 負傷者数 | 排水管延 長 (km) | 排水管 被害件数 | ガス導管 延長 (km) | ガス導管 被害件数 | 電柱 設置本数 | 電柱 被害件数 |
| 1 市川第一地区 | 6- | B | 59 | 467 | 526 | 12.4 | 3.5 | 0.6 | 0.004 | 4,233 | 199 | 4.7 | 1.3 | 5 | 94 | 1,458 | 11,902 | 29.92 | 4 | 35.51 | 0 | 984 | 6 |
| 2 市川第二地区 | 6± | A | 283 | 1,748 | 2,031 | 15.8 | 4.9 | 2 | 0.005 | 12,829 | 693 | 5.4 | 1.7 | 23 | 361 | 4,540 | 25,688 | 95.54 | 24 | 97.95 | 2 | 3,344 | 22 |
| 3 国府台地区 | 6- | C | 48 | 346 | 394 | 14.3 | 2.2 | 0.2 | 0.001 | 2,756 | 53 | 1.9 | 0.3 | 4 | 67 | 444 | 2,910 | 28.87 | 4 | 28.37 | 0 | 993 | 5 |
| 4 真間地区 | 6- | C | 40 | 246 | 286 | 15.4 | 5.3 | 0.2 | 0.004 | 1,857 | 269 | 14.5 | 4.9 | 3 | 50 | 834 | 2,734 | 13.19 | 3 | 14.1 | 0 | 438 | 3 |
| 5 国分地区 | 6- | A | 193 | 1,104 | 1,297 | 15 | 2.8 | 0.9 | 0.002 | 8,659 | 358 | 4.1 | 0.8 | 16 | 249 | 2,041 | 9,829 | 79.72 | 32 | 86.42 | 3 | 3,017 | 23 |
| 6 菅野・須和田地区 | 6± | A | 250 | 1,235 | 1,485 | 19.6 | 6.3 | 0.9 | 0.004 | 7,575 | 781 | 10.3 | 3.3 | 22 | 286 | 3,109 | 9,912 | 68.06 | 21 | 66.35 | 2 | 2,064 | 15 |
| 7 曾谷地区 | 6- | B | 181 | 966 | 1,147 | 19.8 | 7 | 0.9 | 0.006 | 5,790 | 602 | 10.4 | 3.7 | 15 | 224 | 2,181 | 5,996 | 40.51 | 16 | 36.64 | 1 | 1,335 | 11 |
| 8 宮久保・下貝塚地区 | 6± | B | 138 | 857 | 995 | 17.1 | 6 | 0.6 | 0.004 | 5,807 | 907 | 15.6 | 5.5 | 12 | 198 | 2,857 | 6,724 | 43.31 | 11 | 42.87 | 1 | 1,464 | 10 |
| 9 八幡地区 | 6± | B | 267 | 1,141 | 1,408 | 21 | 7.4 | 1 | 0.005 | 6,718 | 336 | 5 | 1.8 | 21 | 256 | 2,824 | 15,247 | 56.62 | 17 | 56.87 | 1 | 1,775 | 12 |
| 10 市川東部地区 | 6± | B | 425 | 2,173 | 2,598 | 19.8 | 5.4 | 1.4 | 0.003 | 13,119 | 1,134 | 8.6 | 2.3 | 36 | 491 | 5,358 | 19,686 | 107.54 | 25 | 116.35 | 2 | 3,795 | 24 |
| 11 大柏地区 | 6- | B | 201 | 1,290 | 1,491 | 13.4 | 1.4 | 1.2 | 0.001 | 11,102 | 148 | 1.3 | 0.1 | 19 | 302 | 2,283 | 15,095 | 115.66 | 24 | 105.9 | 3 | 4,057 | 28 |
| 12 信簾・二俣地区 | 6± | A | 279 | 960 | 1,239 | 25.2 | 2.4 | 0.9 | 0.002 | 4,909 | 77 | 1.6 | 0.2 | 29 | 258 | 3,043 | 14,742 | 55.32 | 29 | 35.4 | 2 | 2,158 | 21 |
| 13 行徳地区 | 6± | A | 494 | 1,742 | 2,236 | 26.8 | 6 | 1.3 | 0.004 | 8,344 | 233 | 2.8 | 0.6 | 55 | 521 | 6,236 | 28,011 | 93.07 | 62 | 76.26 | 4 | 2,307 | 24 |
| 14 南行徳地区 | 6± | A | 708 | 2,671 | 3,379 | 25.8 | 6 | 2.1 | 0.004 | 13,109 | 316 | 2.4 | 0.6 | 72 | 716 | 9,981 | 51,127 | 129.81 | 95 | 119.52 | 7 | 3,761 | 37 |
| 15 臨海部 | 6± | A | 111 | 250 | 360 | 25.8 | 0.4 | 0.3 | 0 | 1,398 | 2 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 50 | 25.73 | 11 | 42.62 | 1 | 1,131 | 9 |
| 市川市全域 | 6± | B | 3,678 | 17,196 | 20,874 | 19.29 | 3.5 | 14.5 | 0.002 | 108,221 | 6,108 | 5.6 | 1 | 331 | 4,072 | 47,191 | 219,653 | 982.88 | 379 | 961.14 | 29 | 32,624 | 250 |

第3 千葉県による津波被害等の想定

千葉県では、平成23年度に津波シミュレーションを実施し、その結果を「津波浸水予想図」として作成・発表している。本市において想定されている4ケースのうち、被害が最大となるのは「東京湾口10m【防潮施設なし】」のケースで、最大津波高は2.5m、高谷新町や新井等の箇所で河川からの越流による浸水が想定されている。

○千葉県津波浸水予測図（東京湾口10m【防潮施設なし】）

